

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度非有害廃棄物のケミカルリサイクル利用に関する広域流通シナリオ作成のための調査業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 1 5 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、非有害廃棄物のケミカルリサイクル利用に関する国際標準化に向けた研究を実施している。非分別・混合状態で排出される非有害廃棄物のケミカルリサイクルの実現可能性を評価し、市場の拡大につなげられる国際標準の作成を目的として、アジアにおけるケミカルリサイクル材料としての非有害廃棄物の広域流通シナリオ作成に向けた調査検討を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の調査業務を実施することとする。

(1) ケミカルリサイクルを含む廃棄物・資源循環政策および市場動向に関する基礎情報収集と分析
アジア諸国における、廃棄物・資源循環および循環経済に関する政策について、ケミカルリサイクルとの関連性を踏まえた環境政策および産業政策に関する情報収集を行う。対象国の候補としては東アジア（中国、韓国、台湾等）、南アジア（インド等）、東南アジア（タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム）、および中東（サウジアラビア等）を含むこと。物質収支に関する情報を含む廃棄物統計に加え、ケミカルリサイクルに関連するプラント設備投資、貿易統計など入手可能な公開統計を参照した上で、ケミカルリサイクル市場の潜在規模、実現可能性、障壁となる課題の抽出などの分析を実施する。分析にあたっては各国の個別事情および情報の入手可能性に鑑み、必ずしも統一的な手法で実施する必要はないが、比較対照が可能なレベルで主要な項目は一致させること。

(2) 国内外の事業者を対象としたケミカルリサイクル実現可能性調査に関する情報収集支援
NIES 担当者の実施する国内外の実プラント・実証試験に関する調査に同行し、運転データ、品質条件、受入条件等の情報収集の支援を行う。具体的には、廃プラスチックのリサイクル事業者を対象とした受入基準アンケート調査の配布・回収・集計作業、ならびに訪問ヒアリングに係る調整・記録業務を含む。また国際標準化機構の委員会活動(TC300, TC61 等)に参画中の事業者、学識経験者、非政府組織等のメンバーに対する国際標準化に関する意見交換や文書作成の作業についての支援を実施する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務成果を収録した電子媒体 一式 (DVD-R)

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。